

## 令和6年度 第2回 鳥取県立図書館協議会次第

日時：令和7年2月28日(木) 午後1時10分～  
会場：図書館大研修室

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 議 題

#### (1) 協議事項

- ア 令和6年度事業の実施状況について（資料1－1）  
【参考】統計資料（資料1－2）
- イ 令和7年度事業の実施計画について（資料2）
- ウ 読書バリアフリー計画の改訂について（資料3）
- エ その他

#### (2) 報告事項

- ア 県民から寄せられた意見について（資料4）
- イ 鳥取県電子図書館普及キャラバンの開催結果について（資料5）
- ウ わかりやすい館内標示への変更について（資料6）
- エ 全国高等学校ビブリオバトル2024鳥取県大会の開催結果について（資料7）
- ク その他

### 4 閉 会

# 鳥取県立図書館協議会委員

(任期：令和6年9月1日～令和8年8月31日)

| 区 分                  | 氏 名                | 団体及び職名等                       |
|----------------------|--------------------|-------------------------------|
| 学校教育関係者              | こだに たかし<br>小谷 孝    | 鳥取県学校図書館協議会 会長<br>倉吉市立西中学校 校長 |
| 学校教育関係者              | あさだ まこと<br>麻田 真    | 鳥取県立倉吉東高等学校 司書主任              |
| 社会教育関係者<br>(家庭教育関係者) | しお くにえ<br>塩 邦恵     | 子ども文庫Pippi&Lotta 主宰           |
| 社会教育関係者              | もうり じゅん<br>毛利 純    | 町立みささ図書館長                     |
| 学 識 経 験 者            | おおぞの たけお<br>大園 岳雄  | 国立大学法人鳥取大学 研究推進部<br>図書館情報課長   |
| 学 識 経 験 者            | つじなか じゅんこ<br>辻中 順子 | 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会<br>福祉人材部 副部長 |
| 学 識 経 験 者            | さわだ なつこ<br>澤田 奈都子  | 公立鳥取環境大学 図書情報課長               |
| 学 識 経 験 者            | かどわき やすみ<br>門脇 保身  | 社会福祉法人鳥取県ライトハウス理事長<br>同点字図書館長 |
| 学 識 経 験 者            | いのうえ まさゆき<br>井上 昌之 | (株)新日本海新聞社執行役員<br>編集制作局長      |
| 公 募 委 員              | おおにし やすえ<br>大西 保江  |                               |

## 図書館協議会に係る根拠法令

### 図書館法（抄）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 図書館法施行規則（抄）

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

### 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（抄）

（協議会の設置等）

第3条 図書館に、鳥取県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 鳥取県立図書館管理規則（抄）

（図書館協議会）

第11条 図書館協議会の運営に関し必要な事項は、図書館協議会が別に定める。

### 鳥取県立図書館協議会運営規程

（目的）

第1条 この規程は、鳥取県立図書館管理規則第11条の規定に基づき、鳥取県立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会に議長を置く。

2 議長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は委員の任期とする。

3 議長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

（会議）

第3条 会議は、鳥取県立図書館長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年6月24日から施行する。